

美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の 原子炉設置変更許可申請 【大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る施設評価】

2020年7月7日

○2019年9月26日 原子炉設置変更許可申請。

- ・噴出規模：最大11.0km³
- ・各発電所の降灰層厚：美浜15cm、高浜25cm、大飯22cm

○2019年10月15日 審査会合において、設置変更許可申請の概要を説明。

- ・今後の審査は、ハザード側の審査を先に行い降灰層厚を決定してから、プラント側の評価に移るとされた。
- ・施設への影響評価に関して、4点のご指摘事項を受領。（下表参照）

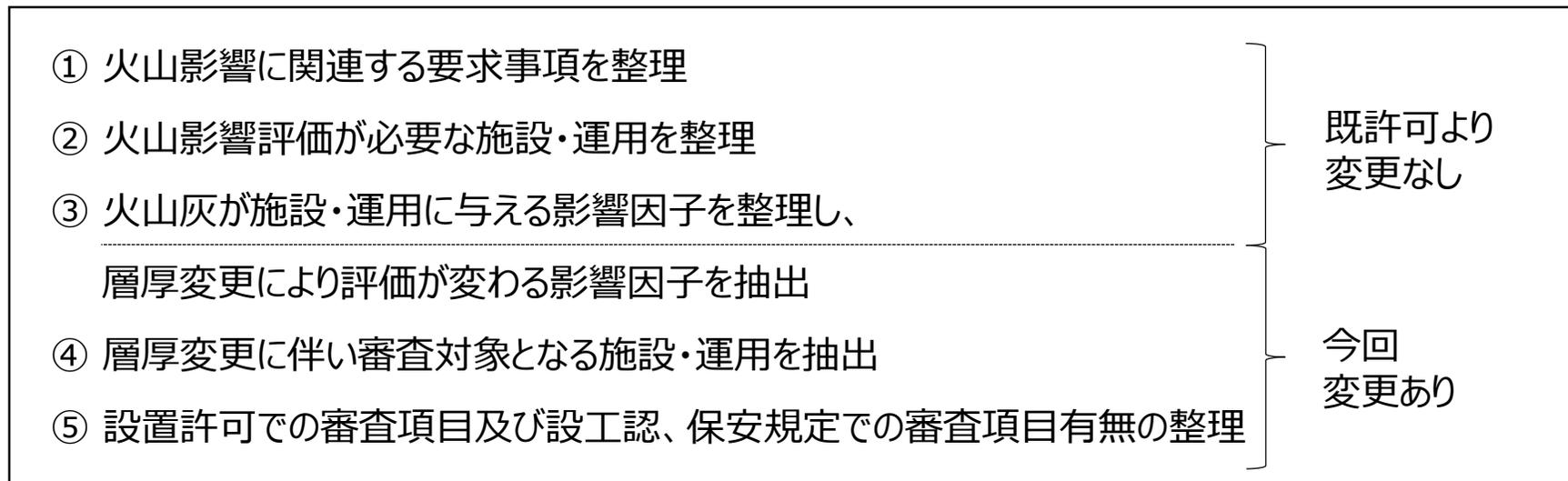
○2020年6月19日 審査会合において、各発電所の降灰層厚が概ね妥当とされた。

- ・各発電所の降灰層厚：美浜22cm、高浜27cm、大飯25cm

No	ご指摘事項	回答日	該当スライド
1	工認、保安規定の変更方針を示すこと。	2020年7月〇日	6～7
2	申請中の他案件への影響を示すこと。	2020年7月〇日	3～5、8
3	重大事故時のアクセスルート確保の対応方針を示すこと。	次回以降説明	—
4	静的負荷に対する建物・構築物の評価手法について説明すること。	次回以降説明	—

審査会合でのご指摘事項の回答にあたり、火山の影響を考慮する対象施設である設計基準対象施設、重大事故等対処施設、特定重大事故等対処施設、実用炉規則第八十三条の第一号で使用する施設及び運用についてそれぞれ層厚変更により評価が変わる影響因子や、審査対象となる施設・運用等を整理する。具体的な流れは下記のとおり。

【説明の流れ】



【ご指摘事項に対する回答の方向性】

○ご指摘事項 No.1

⑤で設置許可での審査項目及び設工認、保安規定での審査項目有無にて変更方針を説明。

○ご指摘事項 No.2

申請中の他案件も含めて、①②で火山影響に関連する施設・運用を改めて整理し、層厚変更が与える影響を③で説明。その結果、審査対象となる施設・運用を④で抽出し、申請中の他案件への影響を整理して説明。

前述の【説明の流れ】に基づく、設計基準対象施設（以下、「DB施設」という。）の整理は、以下のとおり。

① 「DB施設」の要求事項

設置許可基準規則6条 第1項にて、自然事象（火山）に対する安全施設の機能維持を要求。

② 火山影響評価が必要な施設・運用

【施設】

- ・クラス1及びクラス2に属する構造物、系統及び機器を内包している建物
 - ・クラス1及びクラス2のうち、特に自然現象の影響を受けやすい施設
 - ・クラス1及びクラス2以外の構築物、系統及び機器
 - ・火山の影響を受けるその他のクラス3に属する施設（新規制基準適合性審査で選定済みの施設）
- } 参考1を参照

【運用】

- ・除灰など評価の前提条件を確保するための運用

③ 火山灰が施設に与える影響因子（詳細は参考2）

「荷重」、「閉塞」、「腐食」、「摩耗」、「大気汚染」、「絶縁低下」の内、層厚変更により評価が変わる影響因子は、「荷重」、「閉塞」であり、これらを含む施設・運用が審査対象となる。

④ 層厚変更に伴い審査対象となる施設・運用（詳細は参考3の1/5～3/5）

【施設】

- ・建屋（補助建屋、制御建屋等）、屋外タンク（一部のタンクは補強済み。詳細は参考4）他

【運用】

- ・建屋の火山灰の除灰に要する時間、除灰した建屋の火山灰を保管する場所、タンクローリーによる非常用ディーゼル発電機の燃料油輸送ルートの除灰（燃料補給を前提としている大飯のみ）

前述の【説明の流れ】に則した重大事故等対処施設（以下、「SA施設」という。）及び特定重大事故等対処施設（以下、「特重施設」という。）の説明は、以下のとおり。

① 「SA施設」及び「特重施設」の要求事項

設置許可基準規則43条 第1項 第一号にて、荷重※に対する機能維持を要求。

※降灰中に機能維持要求はないが構造強度が維持できることの確認を、設工認の添付資料（降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針）に記載。

② 火山影響評価が必要な施設・運用

【施設】

・降下火砕物の荷重に対して影響を受ける施設

【運用】

・除灰運用

③ 火山灰が施設に与える影響因子（詳細は参考2）

層厚変更により評価が変わる影響因子は、「荷重」であり、これらを含む施設・運用が審査対象となる。

④ 層厚変更に伴い審査対象となる施設・運用（詳細は参考3の4/5）

【施設】

・緊急時対策所建屋、、屋外に一部露出している特重設備

【運用】

・なし

前述の【説明の流れ】に基づく、実用炉規則第八十三条の第一号で使用する施設の説明は、以下のとおり。

① 実用炉規則第八十三条の第一号の要求事項

「原子力発電所の火山影響評価ガイド」に定められた気中降下火砕物濃度の環境下で、実用炉規則第八十三条の第一号のロ「(1) 非常用交流動力電源設備の機能維持」、「(2) 代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能維持」、「(3) 交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策」を講じるため、実用炉規則第八十三条の第三号にて資機材の配備、実用炉規則第八十三条の第四号にて体制の整備を要求。(以下、「炉規則 8 3 条の対応」という。)

② 火山影響評価が必要な施設・運用

【施設】

- ・「炉規則 8 3 条の対応」を講じるために必要な施設
- ・クラス 1 及びクラス 2 に属する構造物、系統及び機器を内包している建物
- ・クラス 1 及びクラス 2 のうち、特に自然現象の影響を受けやすい施設
- ・クラス 1 及びクラス 2 以外の構築物、系統及び機器

DB施設と同じ
評価結果となる

【運用】

- ・「炉規則 8 3 条の対応」を講じるために必要な運用

③ 火山灰が施設に与える影響因子 (詳細は参考 2)

層厚変更により評価が変わる影響因子は、「荷重」、「閉塞」であり、これらを含む施設・運用が審査対象となる。

④ 層厚変更に伴い審査対象となる施設・運用 (詳細は参考 3 の5/5)

【施設】※「DB施設」から抽出した審査対象を除く。

- ・消火水タンク、構台 (美浜 3 号機)

【運用】

- ・非常用ディーゼル発電機の改良型フィルタ取替 (SG注水による炉心冷却の解析含む。) 、
運用手順の変更 (高浜 3, 4 号機及び大飯 3, 4 号機、詳細は参考 5)

火山の影響を考慮する対象は、「DB施設」、「SA施設」、「特重施設」、「炉規則 8 3 条の対応」で使用する施設及び運用であり、これらに対して設置許可で審査する項目と、設工認及び保安規定での審査項目有無について説明する。（詳細は参考 3）

1. 「DB施設」、「SA施設」、「特重施設」

○層厚変更に伴い審査対象となる施設・運用に対して「成立性確認」を設置許可で行い、設工認及び保安規定の変更がないものについては、その「詳細設計」の説明を設置許可で行う。

- ①-1：荷重の影響があることから設置許可段階で設計方針及び成立性を説明し、設工認で評価を行う。
- ①-2：評価の前提条件を確保するための運用であり、条件が確保されていることの補足説明を行う。
- ②：閉塞の影響があることから設置許可段階で設計方針の説明及び閉塞評価を行う。
- ③：層厚変更により評価が変わる影響因子がない施設・運用であり、層厚変更に伴う審査項目がないもの。

パターン	層厚変更により評価が変わる影響因子	審査項目の有無		
		設置許可	設工認	保安規定※
①-1	荷重	○	○	—
①-2	荷重	○	—	—
②	閉塞	○	—	—
③	なし	—	—	—

※保安規定において除灰の手順が既に定められているため「—」としている。

2. 「炉規則 8 3 条の対応」で使用する施設及び運用

○非常用ディーゼル発電機フィルタ取替 (SG注水による炉心冷却の解析含む) 等の「成立性確認」を設置許可または保安規定で行う。

影響確認の方向性は下記のとおり。

- ・既認可実績を踏まえた知見に基づき、層厚見直しの影響を確認。(高浜3,4号機、大飯3,4号機、美浜3号機)
- ・設置変更許可申請 (2019.9.26) 時の層厚での評価等の結果に基づいた影響を確認。
(高浜3,4号機、大飯3,4号機、高浜1,2号機)
- ・見直し後の層厚での評価等の結果に基づき「詳細設計」を確定。(全プラント)

なお、各発電所の審査を受ける許認可の整理は下記のとおり。

- ・高浜3,4号機及び大飯3,4号機

設置許可段階で「成立性確認」を行う。

ただし、層厚変更に伴う手順の変更があることから、「炉規則 8 3 条の対応」に係る保安規定の変更申請を行い、「詳細設計」は保安規定で確認を行う。

- ・美浜 3 号機及び高浜1,2号機

設置許可段階で「成立性確認」を行う。

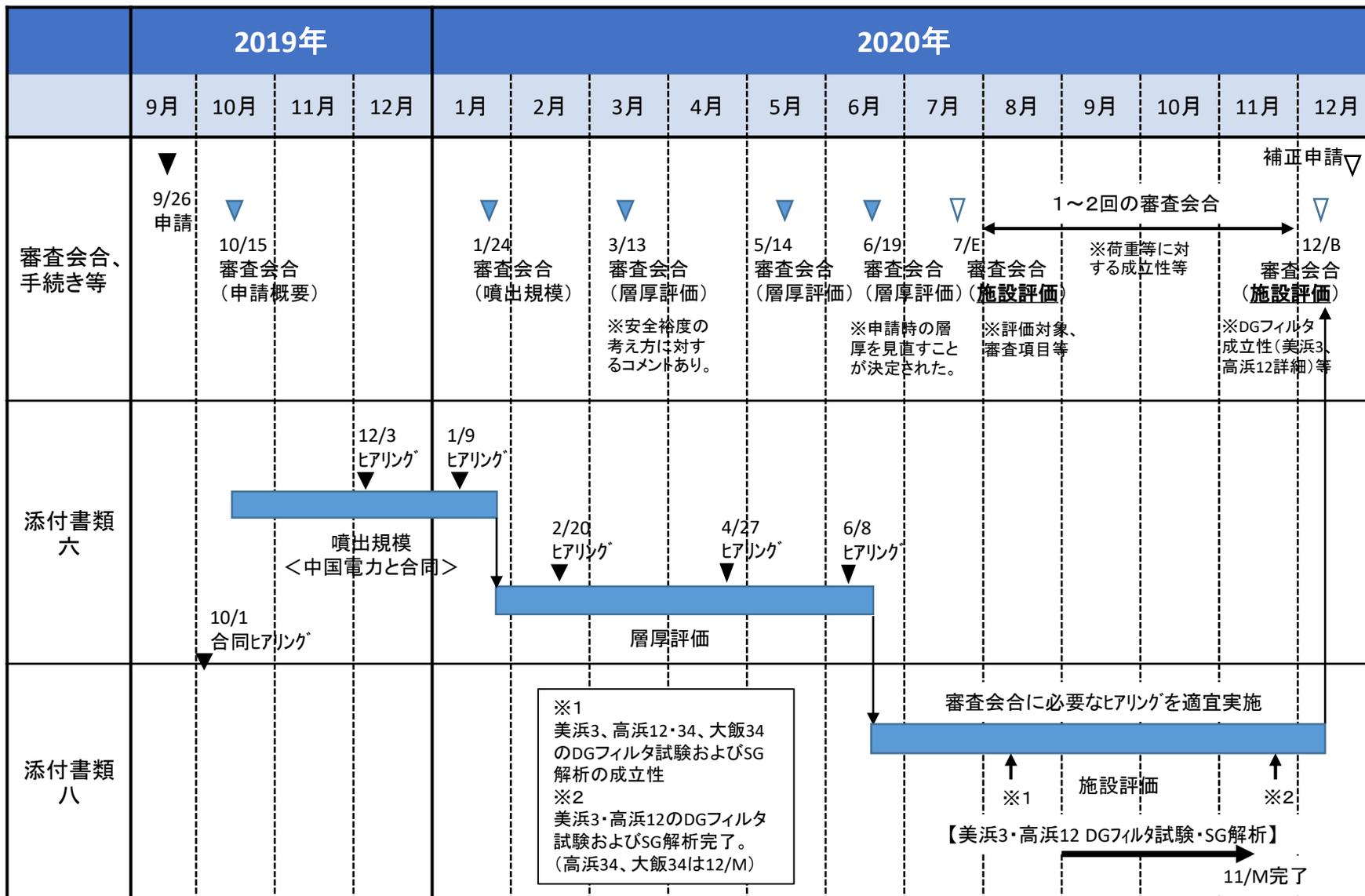
層厚変更に伴う手順の変更がないため保安規定変更申請はないが、評価結果に基づいた「詳細設計」は設置許可で確認を行う。

プラント	層厚変更により評価 が変わる影響因子	審査を受ける許認可		
		設置許可	設工認	保安規定
高浜 3, 4 号機 大飯 3, 4 号機	荷重、閉塞	○ (成立性確認)	-	○ (詳細設計)
美浜 3 号機 高浜 1, 2 号機	荷重、閉塞	○ (成立性確認、詳細設計)	-	-

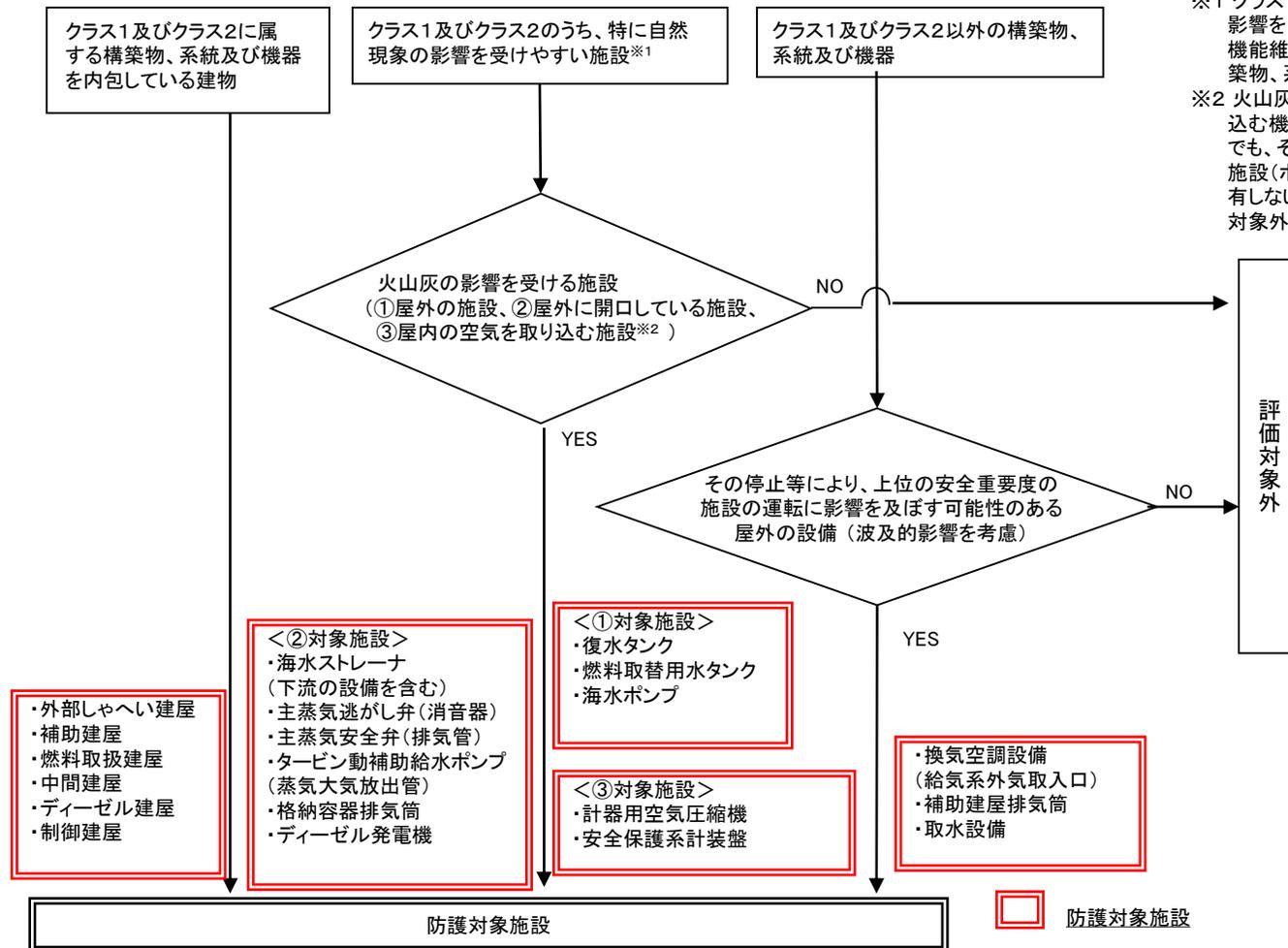
申請中の他案件の内、設工認及び保安規定に変更がある案件は「特重施設」の設工認である。（詳細は参考6）
各許認可の手続き内容は下表のとおり。

	設置許可	設工認	保安規定変更認可
DNP プラント施設	<p>○降下火砕物による直接的な影響に対して安全機能を損なうことがない設計とする。</p> <p>⇒記載内容の変更がなく現状通り。</p> <p>○設計条件の設定として、層厚を記載。</p> <p>⇒層厚見直しに伴い、記載内容を変更し申請。また、まとめ資料にて<u>成立性</u>の見直しを確認。</p>	<p>○本文および添付資料に層厚を記載。</p> <p>○強度に関する説明書に安全施設を内包する建屋、屋外に設置されている安全施設の強度評価を記載。</p> <p>⇒層厚見直しに伴い、<u>層厚の変更及び強度評価を申請。</u></p>	<p>○第18条の2の2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山影響等発生時の体制の整備。 <p>○添付2の「3火山影響等発生時」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降下火砕物の侵入防止、除灰作業。 <p>⇒記載内容の変更がなく現状通り。</p>
			<p>○添付2の「3火山影響等発生時」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉規則83条の対応に関する手順 <p>⇒最大層厚及び手順を<u>変更し申請。</u> (美浜3号機及び高浜1,2号機は手順変更なし)</p>
特重施設	<p>○火山影響に対して、特重施設を構成する設備は、機能が損なわれることのない設計とする。</p> <p>⇒記載内容の変更がなく現状通り。</p>	<p>○ODB/SA施設に係る基本設計方針に最大層厚を記載。（特重の基本設計方針には最大層厚の記載なし）</p> <p>○添付資料に層厚及び建屋の強度評価を記載。</p> <p>⇒層厚見直しに伴い、層厚及び強度評価の変更があるため、<u>申請または届出を実施。</u></p>	<p>○第18条の2の2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山影響等発生時の体制の整備 <p>○添付2の「3火山影響等発生時」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降下火砕物の侵入防止、除灰作業 <p>⇒記載内容の変更がなく現状通り。</p>

DNP設置変更許可申請の審査スケジュール（想定）



参考資料



※1 クラス1及びクラス2のうち、特に自然現象の影響を受けやすく、かつ、代替手段によって機能維持が困難、又は修復が著しく困難な構築物、系統及び機器。

※2 火山灰を含む外気・室内空気を機器内に取り込む機構を有しない施設又は取り込んだ場合でも、その影響が非常に小さいと考えられる施設(ポンプ、モータ、弁、盤内に換気ファンを有しない制御盤、計器等)については、評価対象外とする。

影響因子	層厚変更に伴う評価への影響	評価の要否
荷重	想定する降下火砕物の層厚が変わることから、評価が必要である。	要
閉塞	層厚及び気中降下火砕物濃度*の変更により影響を受ける可能性のあるものについては、評価が必要である。	一部要
腐食	評価対象施設は、外装の塗装や耐腐食材料の使用等を行っていることから、短期での腐食への影響はない。	不要
磨耗	降下火砕物は、砂より硬度が低くもろいことから、短期での磨耗への影響はない。	不要
大気汚染	中央制御室の換気空調系の閉回路循環運転を行うこととしており、大気汚染への影響はない。	不要
絶縁低下	絶縁低下を考慮する施設は空調管理された区域に設置されていることから、絶縁低下への影響はない。	不要

※原子力発電所において想定される気中降下火砕物濃度は、既認可で降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法を用いている。降灰量と層厚は相関関係があり、層厚の変更により降灰量が変わることから、結果として気中降下火砕物濃度が変わることになる。

設置許可での審査項目及び設工認、保安規定での審査項目有無の詳細整理 「DB施設」(1/5)

参考 3

具体的な審査項目及び審査のタイミングを下表に記載する。

(美浜3号機を例に記載しており、各プラントで固有の施設については、「名称(〇〇固有)」と記載している。)

クラス1及びクラス2に属する構造物、系統及び機器を内包している建物、クラス1及びクラス2のうち、特に自然現象の影響を受けやすい施設
クラス1及びクラス2以外の構造物、系統及び機器

防護対象施設※1	層厚変更により評価が変わる影響因子	設置許可での審査項目及び設工認、保安規定での審査項目有無			パターン
		設置許可	設工認	保安規定	
外部しゃへい建屋、補助建屋、燃料取扱建屋、中間建屋、ディーゼル建屋、制御建屋 原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、廃棄物処理建屋(O34固有) 外周建屋、補助一般建屋、燃料取替用水タンク建屋(T34固有)	荷重	設計方針 固定荷重及び積載荷重並びに火山灰及び積雪による荷重を組み合わせて発生する応力等が許容限界を超えない設計とする。 成立性確認の方針 建屋の許容層厚を計算し、強度評価における成立性の確認を行う。	強度評価の方針 規準に基づく手法もしくは既工認で使用実績がある手法を用いて評価を行う。	-	①-1
復水タンク 燃料取替用水タンク	荷重	設計方針 火山灰の堆積荷重により復水タンクの機能に影響を及ぼすことのない設計とする。 成立性確認の方針 層厚変更に伴う荷重の増加率から発生応力を比例計算し、強度評価における成立性の確認を行う。	強度評価の方針 既認可と同じ手法で荷重のみ変更して強度評価を行う。 ※改造を実施した溶接部については、添付資料の強度評価にて健全性を説明(詳細は参考3)	-	①-1
海水ポンプ	荷重	設計方針 火山灰が堆積した場合に堆積荷重が厳しい条件となる海水ポンプモータフレームについて健全性に影響がないことを評価する。 成立性確認の方針 層厚変更に伴い、荷重が変わることから既認可と同じ手法で荷重のみ変更して強度評価における成立性の確認を行う。	強度評価の方針 既認可と同じ手法で荷重のみ変更して強度評価を行う。	-	①-1

※1:建屋については「防護すべき施設を内包する施設」

設置許可での審査項目及び設工認、保安規定での審査項目有無の詳細整理 「DB施設」(2/5)

参考 3

クラス1及びクラス2に属する構造物、系統及び機器を内包している建物、クラス1及びクラス2のうち、特に自然現象の影響を受けやすい施設
クラス1及びクラス2以外の構築物、系統及び機器

防護対象施設	層厚変更により 評価が変わる 影響因子	設置許可での審査項目及び設工認、保安規定での審査項目有無			パターン
		設置許可	設工認	保安規定	
主蒸気逃がし弁（消音器）	閉塞	設計方針 火山灰が主蒸気逃がし弁出口配管に侵入しにくい構造であること、及び主蒸気逃がし弁の噴出力が火山灰の重量よりも大きいことを確認する。 成立性確認の方針 火山灰が直接配管内に侵入し、仮に配管を閉塞させた場合でも、火山灰（湿潤状態）と積雪の組み合わせ荷重よりも主蒸気逃がし弁の噴出力が十分大きいことを確認する。	-	-	②
主蒸気安全弁（排気管）	閉塞	設計方針 火山灰が侵入しにくい構造であること、及び主蒸気安全弁の噴出力が火山灰の重量よりも大きいことを確認する。 成立性確認の方針 火山灰が直接配管内に侵入し、仮に配管を閉塞させた場合でも、火山灰（湿潤状態）と積雪の組み合わせ荷重よりも主蒸気安全弁の噴出力が十分大きいことを確認する。	-	-	②
タービン動補助給水ポンプ （蒸気大気放出管） 非常用ディーゼル発電機 （機関、消音器） 換気空調設備 （給気系外気取入口） 格納容器排気筒 補助建屋排気筒、 取水設備 海水ストレーナ 計器用空気圧縮機 安全保護系計装盤	なし	-	-	-	③

設置許可での審査項目及び設工認、保安規定での審査項目有無の詳細整理 「DB施設」(3/5)

参考 3

火山の影響を受けるその他のクラス 3 に属する施設

影響評価対象施設	層厚変更により 評価が変わる 影響因子	設置許可での審査項目及び設工認、保安規定での審査項目有無			パターン
		設置許可	設工認	保安規定	
モニタリング設備 消火設備 通信設備	なし	-	-	-	③
タンクローリー (非常用ディーゼル発電機の燃料補給用) (大飯固有)	荷重	成立性確認の方針 燃料補給に使用するタンクローリーに対して強度 評価における成立性の確認を行う。	-	-	①-2
緊急時対策所	荷重	成立性確認の方針 建屋の許容層厚を計算し、強度評価における 成立性の確認を行う。	-	-	①-2

評価の前提条件を確保するための運用

影響評価対象運用	層厚変更により 評価が変わる 影響因子	設置許可での審査項目及び設工認、保安規定での審査項目有無			パターン
		設置許可	設工認	保安規定	
建屋の火山灰の除灰に要する時間	荷重	成立性確認の方針 既許可と同じ手法で層厚のみ変更し、除灰の 成立性を確認する。	-	-	①-2
除灰した建屋の火山灰を保管する場所	荷重	成立性確認の方針 既許可と同じ手法で層厚のみ変更し、火山灰 置き場の成立性を確認する。	-	-	①-2
タンクローリーによる非常用ディーゼル発電 機の燃料油輸送ルートの除灰 (大飯固有)	荷重	成立性確認の方針 既許可と同じ手法で層厚のみ変更し、除灰の 成立性を確認する。	-	-	①-2

設置許可での審査項目及び設工認、保安規定での審査項目有無の詳細整理 「SA施設」、「特重施設」（4 / 5）

参考 3

降下火砕物の荷重に対して影響がある施設（SA施設）

確認対象施設又は運用	層厚変更により 評価が変わる 影響因子	審査のタイミング及び内容			パター ン
		設置許可	設工認	保安規定	
屋外のSA設備	なし	－	－	－	③
アクセスルートの確保	なし	－	－	－	③
緊急時対策所建屋	荷重	設計方針 固定荷重及び積載荷重並びに火山灰及び積雪による荷重を組み合わせて発生する応力等が許容限界を超えない設計とする。 成立性確認の方針 建屋の許容層厚を計算し、強度評価における成立性の確認を行う。	強度評価の方針 規準に基づく手法もしくは既工認で使用実績がある手法を用いて評価を行う。	－	①-1

降下火砕物の荷重に対して影響がある施設（特重施設）

確認対象施設又は運用	層厚変更により 評価が変わる 影響因子	審査のタイミング及び内容			パター ン
		設置許可	設工認	保安規定	
	荷重	設計方針 固定荷重及び積載荷重並びに火山灰及び積雪による荷重を組み合わせて発生する応力等が許容限界を超えない設計とする。 成立性確認の方針 建屋の許容層厚を計算し、強度評価における成立性の確認を行う。	強度評価の方針 規準に基づく手法もしくは既工認で使用実績がある手法を用いて評価を行う。	－	①-1
	なし	－	－	－	③
	荷重	設計方針 火山の影響に対して、特定重大事故等対処施設を構成する設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。 成立性確認の方針 屋外露出部位の降下火砕物による荷重に対しての強度評価における成立性の確認を行う。	強度評価の方針 屋外露出部位の降下火砕物による荷重に対して強度評価を行う。	－	①-1
	なし	－	－	－	③
	なし	－	－	－	③

設置許可での審査項目及び設工認、保安規定での審査項目有無の詳細整理 「炉規則 8 3 条の対応」 (5 / 5)

参考 3

「炉規則 8 3 条の対応」を講じるために必要な施設又は運用

確認対象施設又は運用	層厚変更により評価が変わる影響因子	設置許可での審査項目及び設工認、保安規定での審査項目有無		
		設置許可	設工認	保安規定
消火水バックアップタンク 消火水タンク (美浜の名称)	荷重	成立性確認の方針 (美浜 3 号機、高浜 1, 2 号機) 認可済みの保安規定と同じ手法で強度評価を行う。	-	成立性確認の方針 (高浜 3, 4 号機、大飯 3, 4 号機) 認可済みの保安規定と同じ手法で強度評価を行う。
構台 (美浜固有)	荷重	成立性確認の方針 認可済みの保安規定と同じ手法で強度評価を行う。	-	-
非常用ディーゼル発電機の 改良型フィルタ取替	閉塞	成立性確認の方針 (全プラント) 認可実績を踏まえた知見もしくは設置許可申請時の層厚の評価結果を活用して、成立性の確認を行う*。 詳細設計 (美浜 3 号機、高浜 1, 2 号機) 見直し後の層厚で詳細設計の確認を行う*。 *フィルタ試験、SG注水による炉心冷却の解析	-	詳細設計 (高浜 3, 4 号機、大飯 3, 4 号機) 見直し後の層厚で詳細設計の確認を行う*。 *フィルタ試験、SG注水による炉心冷却の解析
運用手順の変更 (高浜 3, 4 号機、大飯 3, 4 号機)	荷重	-	-	説明方針 電源車を配置する建屋を変更するため、手順変更に伴う成立性を説明

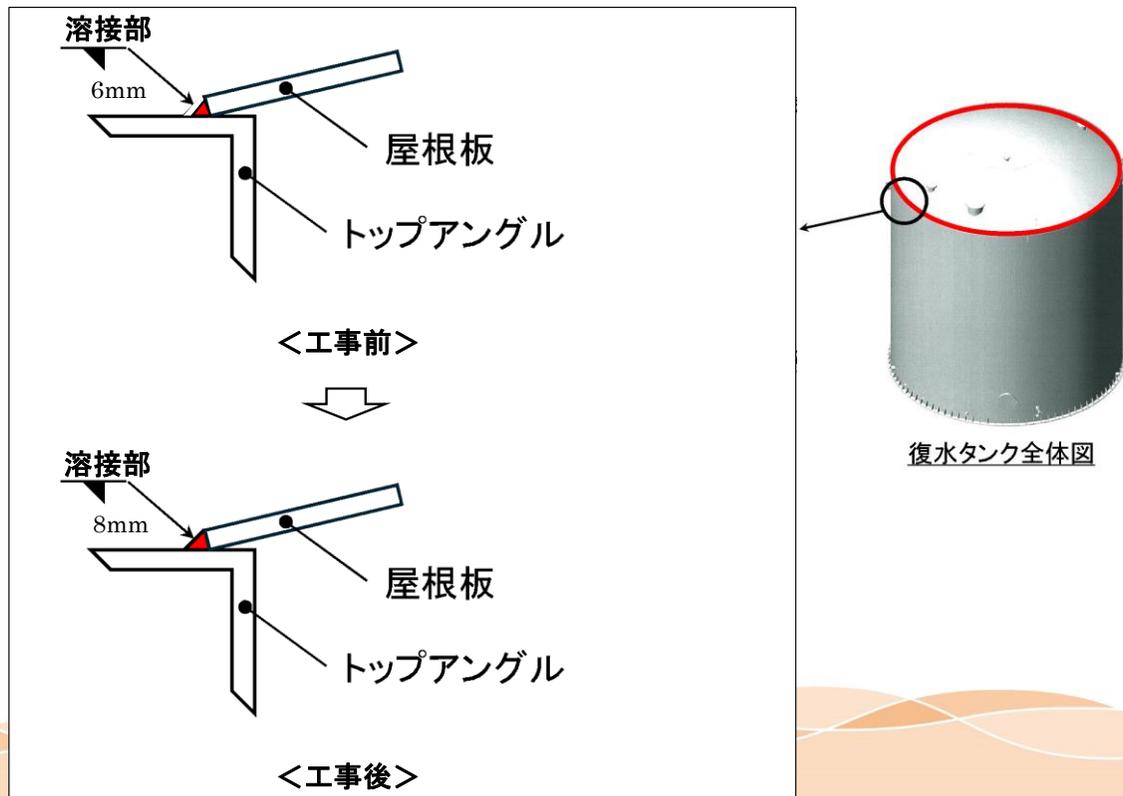
美浜 3 号機及び高浜 1, 2 号機の燃料取替用水タンク、高浜 3, 4 号機の復水タンクは、屋外タンク的设计基準の1つである可燃性物質を内包する石油関係タンク的设计思想に準拠して设计している。

このため、可燃性物質の爆発時にタンクを保護する目的から、屋根板溶接部の脚長を短くし、屋根板溶接部を損傷させる设计である。

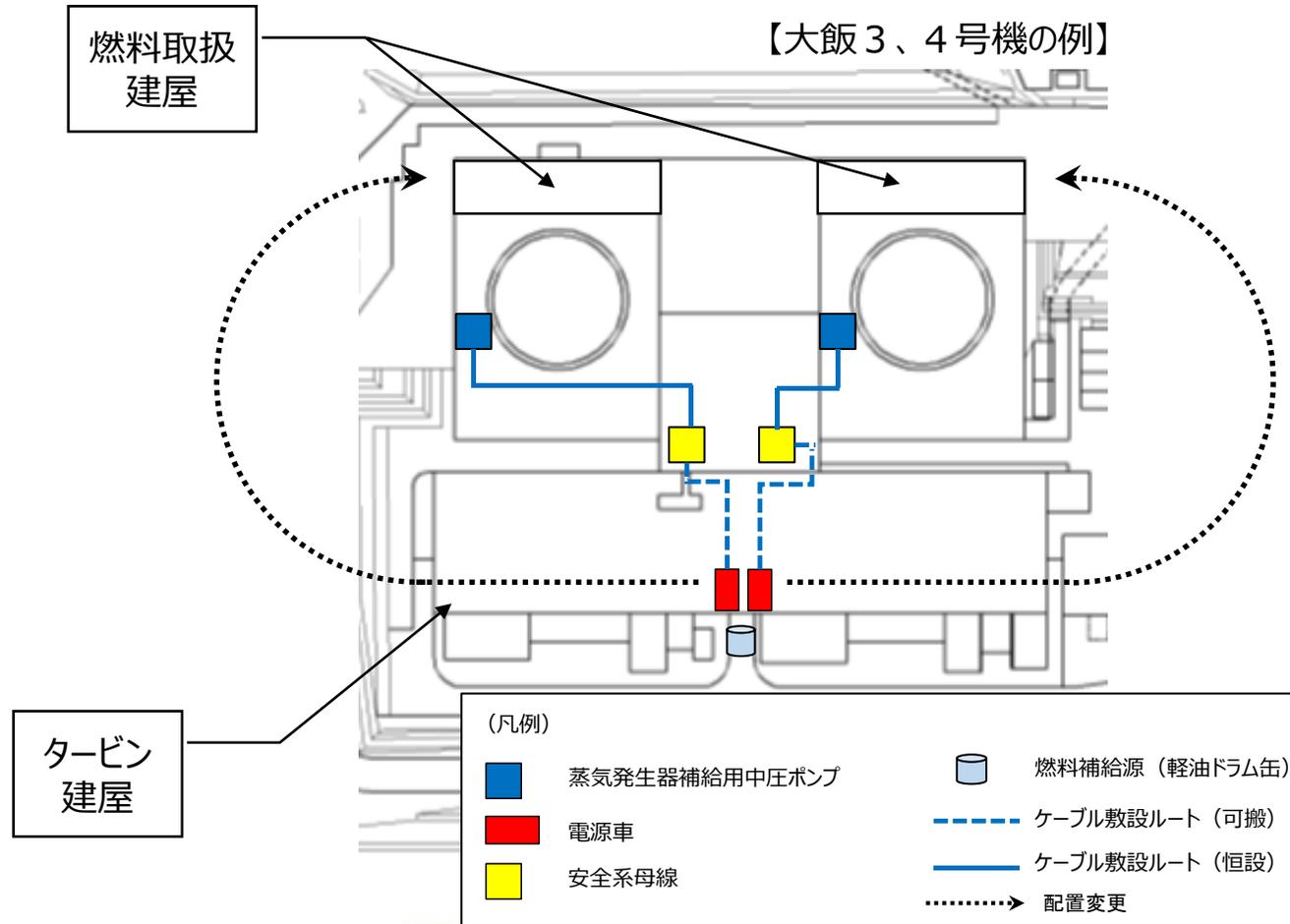
水を保有する当該タンクは、内包物質の爆発を想定する必要がないため、降灰層厚が増えることを考慮し、屋根板溶接部の脚長を屋根板の厚さに変更している。

なお、タンク屋根板溶接部は、タンクの耐圧部材ではないが、設工認の添付資料（強度に関する説明書）において、降下火砕物に対して構造健全性を維持することを確認する。

【復水タンクの例】



「炉規則 8 3 条の対応」のため、電源車をタービン建屋に移動する手順を保安規定に定めていたが、層厚の増加を踏まえ、より頑強な建屋である燃料取扱建屋に電源車の移動先を変更する。



申請中もしくは申請予定の他案件について、層厚変更による影響の有無を確認した結果は、下表のとおりである。

分類	件名	プラント名	影響箇所【有:○、無:×】		
			本文	添付資料	補足説明資料
設置許可	有毒ガス防護対策（特重施設）	美浜3号機 大飯3,4号機	×	×	×
	1,2号機 S F P 未臨界性評価手法の変更	高浜1,2号機	×	×	×
	津波警報が発表されない海底地すべり津波に対する対応	高浜1~4号機	×	×	×
設工認	所内直流電源第3系統設置	美浜3号機 高浜1.2号機	×	×	×
	三重同軸型電気ペネトレーション取替工事	美浜3号機	×	×	×
	高エネルギーアーク損傷対策（DG）	大飯3,4号機 高浜3,4号機	×	×	×
	化学体積制御設備配管改造工事	大飯3,4号機	×	×	×
	加圧器スプレイ配管改造工事	大飯3,4号機	×	×	×
	火災感知設備増設工事	大飯3,4号機 高浜3,4号機	×	×	×
	S F P 未臨界性評価手法の変更	高浜1,2号機	×	×	×
	津波警報が発表されない海底地すべり津波に対する対応	高浜1~4号機	×	×	×
	蒸気発生器細管補修工事（定期点検結果により届出）	高浜3,4号機	×	×	×
	新検査制度導入に伴う燃料体設工認申請 （海外ウラン燃料）、（MOX燃料）	高浜3,4号機	×	×	×
	使用済樹脂処理対策に係る使用済樹脂移送容器他の導入	高浜1,3号機	×	×	×
特定重大事故等対処施設の設置	美浜3号機 大飯3,4号機 高浜1,2号機 高浜3,4号機	×	○	○	

申請中もしくは申請予定の他案件について、層厚変更による影響の有無を確認した結果は、下表のとおりである。

分類	件名	プラント名	影響箇所【有:○、無:×】		
			本文	添付資料	補足説明資料
保安規定	有毒ガス防護対策	美浜3号機	×	×	×
	新規制基準適合に係る申請	高浜1,2号機	×	×	×
	SFP未臨界性評価手法の変更	高浜1,2号機	×	×	×
	1,2号炉の旧燃料取替用水タンク解体完了及び1,2号炉の給水移設に伴う管理区域図の変更	高浜1,2号機	×	×	×
	特重施設、所内常設直流電源設備（3系列目）設置	高浜3,4号機	×	×	×
廃止措置計画	法令改正（新検査制度）に係る廃止措置計画変更認可申請	美浜1,2号機 大飯1,2号機	×	×	×

（2020年6月時点）